



令和4年5月16日

北栄町長 手嶋 俊樹 様

北栄町下水道使用料審議会
会長 道前 緑

下水道使用料について（答申）

令和3年9月14日付け発下水第40号で諮問を受けた標記の件について、当審議会で審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 下水道使用料の改定率

下水道使用料の平均改定率を9.0%改定されることが適当である。

改定時期は、令和4年度とし3年毎にその都度適切な使用料を算定するものとする。

【平均改定率】

項	目	金額（千円）
改定後の使用料収入（令和4年度～令和6年度）	A	815,838
改定前の使用料収入（令和4年度～令和6年度）	B	748,475
差	額 A - B	67,363
平均改定率	$(A-B) / B \times 100$	9.0%

2 下水道使用料の改定単価

使用料改定にあたり、これまでの改定における経過、下水道の整備状況、下水道事業の経営状況及び財務状況を踏まえて総合的に検討を行った結果、使用水量ごとの使用料単価は、次のとおり改定することが適当である。

(単位：円、%)

使用料区分	排除汚水量	改定前	改定後	増減額	増減率
基本料金	10m ³ まで	(1,527)	(1,905)	(378)	24.8
		1,679	2,095	416	
超過料金	10m ³ を超え	(221)	(221)	(0)	0.0
	1m ³ 当たり	243.1	243.1	0	

※ 上段 () 書きは、消費税抜き。下段は、消費税込 (10%)。

3 使用料改定の時期

新型コロナウイルス感染拡大による影響から、本審議会の開催を1年遅らせたところであるが、依然としてコロナ禍が町民生活や企業活動へ与える影響は大きく、回復にはもうしばらく時間が必要な状況である。しかしながら、使用料の改定時期が遅くなれば、それだけ一般会計から下水道事業へ多額の赤字補てんが必要となり、町民の税金を下水道事業に投入することになる。公営企業である下水道事業は、事業収益により経費を賄う独立採算制が求められる事業であることから、本来他の住民サービスの財源となるべき町税からの赤字補てんに依存する状況は、町財政へ与える影響も大きく、早期に是正しなければならない。

また、この先、少子高齢化により町財政は更に厳しくなることが懸念される中で、一般会計からの繰入れがこれまで通り続く保証はない。このような中、使用料の改定を遅らせることは負債の先送りであり、将来を担う若い世代に、より大きな負担を強いる選択は避けなければならない。

これらのことから、使用料改定の実施は、令和4年度とすることが望ましい。ただし、実施にあたっては、次の点に留意すること。

- ・町民への十分な周知徹底の期間を設けること。
- ・今後の改定は、令和12年度に経費回収率100%を目指し、適正な使用料について3年毎に検討を行うこと。

4 付帯意見

使用料改定にあたり経営安定化のため、次の事項について取組を進めることを求める。

(1) 水洗化率の向上

公共下水道事業は、地域の健全な発展及び公衆衛生の向上と、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とし進められている。この目的達成のためには、下水道への早期接続が不可欠であり、また、下水道使用者の増加は、下水道事業における収益の確保にもつながることから、広報や個別訪問等による下水道未接続者の解消に向けた取組を引き続き実施し、水洗化率の向上に努めること。

(2) 収納率の向上

利用者負担の公平性を確保し、下水道事業経営の健全化が図れるよう収納率の向上に引き続き努めること。

(3) 維持管理費の縮減

水道事業部門と連携し、簡素で効率的な組織運営と経営の合理化を推進すること。

また、人口減少や高齢化により使用料収入が減少傾向にある一方で、施設の老朽化による修繕費、改築・更新にかかる費用負担は増大することが見込まれ、下水道事業の経営を取り巻く状況は一層厳しくなることが予想される。維持管理費の縮減にかかる他団体の成功事例等について研究し、良い事例は積極的に導入を検討するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、終末処理場やポンプ場施設など下水道施設の計画的な修繕及び維持管理を行い、施設設備の長寿命化と維持管理費の縮減に努めること。

さらに、令和4年度から事業着手を予定している農業集落排水施設の公共下水道事業への統合を着実に進めること。また、現在町内に2か所ある終末処理場について、人口や処理水量の動向に注視しつつ、これらの統廃合についても検討を進めること。

(4) 使用料算定期間

今回の使用料改定は、公営企業会計へ移行後初めての改定であるため、令和4年度から令和6年度までの3年間を算定期間とし、損益収支方式を採用して使用料算定を行った。公営企業会計移行団体については、少なくとも5年に1回の頻度で使用料改定の必要性について検証し、経費回収率の向上による段階的な使用料の適正化に向けた取組を推進するよう国からの要請があることから、今後も、3年毎に適正な使用料について審議会を開催して検討を行うとともに、損益収支方式による使用料算定に併せて、算定期間における資金不足回避のため、資金収支方式による確認作業も必ず行うこと。

(5) 町民への説明責任

町民への使用料改定の説明にあたっては、町民の目線に立ち、一般的な家庭に与える値上げの影響額を具体的な数字で示すなど、分かりやすい広報の工夫に努めるとともに、町民の理解を得られるよう周知徹底のために十分な周知期間を設けること。

【審議の経過と答申の考え方】

(1) 下水道使用料の現状

本町の下水道使用料は、平成 17 年の合併以降、概ね 3 年毎に審議会を開催してその都度適正な使用料について審議を重ね改定をしてきた。現行の使用料は、平成 29 年度の審議会答申を踏まえ、平成 30 年度（平成 30 年 4 月賦課分から）に改定されたもので、平成 40 年代に資本費回収率 80%を目指して、3 年毎に平均改定率 11.1%ずつ改定を実施することを想定したものである。

令和元年度から、地方公営企業法を一部適用し、経営状況等がより詳細に把握できる公営企業会計へ移行したことにより、今回から新たに、キャッシュの面だけでなく損益収支に着目して算定した令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の収支見込を元に、適正な使用料について検討を行った。

今回の改定にかかる算定期間となる令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間における有収水量を 3,695 千 m^3 と見込み、収支の見込みをそれぞれ使用料収入 748,475 千円（税抜）、維持管理費 443,955 千円（税抜）、使用料対象資本費 487,778 千円（税抜）と見積もった。これにより、使用料で賄うべき額は 931,733 千円（税抜）となり、現行の使用料収入で回収できる割合を示す経費回収率は 80.3%となった。不足する 183,258 千円は、一般会計からの基準外繰入によって補てんされており、財政逼迫の要因となっている。

経費回収率 80.3%と聞くと、一見、前回答申の目標を達成しているようにも見えるが、これは今回から損益収支方式による算出方式を採用したためであり、前回と同じ指標である資金収支方式でみると、経費回収率は 33.9%にとどまっており、使用料で賄うべき額を全て回収するには、現行使用料を約 3 倍に値上げしなければならない計算となる。実際には、このキャッシュで不足する額約 6 億円が、毎年一般会計から基準外繰入として補てんされており、下水道事業経営のみならず町全体の財政運営において大きな課題となっている。

(2) 下水道整備の現状

北栄町下水道事業（農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業含む。）は、昭和 59 年度の天神川流域関連公共下水道江北処理分区の整備着手から順次整備が進み、平成 25 年度をもって完了した。（普及率 100%：下水道が利用可能な人口割合）。

また、水洗化率（下水道接続可能人口に対して、下水道接続済み人口割合）は 91.3%となっており、本町の下水道事業は、建設から維持管理を主とする段階に入っており、この先将来に向けて下水道使用者が増加し、使用料収益が上がることは期待できない状況だと言える。

(令和3年3月31日現在)

	江北処理分区	北条処理区	大栄処理区	北条島農集排	合併処理浄化槽	合計
区域内人口(人)	2,224	4,816	7,191	227	153	14,720
整備人口(人)	2,224	4,816	7,191	227	153	14,720
普及率(%)	100	100	100	100	100	100
水洗化人口(人)	2,203	4,356	6,433	226	148	13,438
水洗化率(%)	99.1	90.4	89.5	99.6	96.7	91.3

(3) 下水道事業経営及び町財政の健全化

下水道事業は公営企業であり、独立採算が求められる事業である。このため、汚水処理にかかる費用を受益者である使用者からの使用料で賄うのが原則である。しかしながら、前述のとおり、毎年不足分を一般会計からの多額の基準外繰入によって補っている状況である。

使用料で賄うべき費用に対して一般会計からの赤字補てんを続けることは、町民からの税金を下水道事業に投入し、他の行政サービスに必要な財源の確保を困難にする等、町財政に多大な影響を与えることとなるため、このような現状を早期に是正し、経費回収率100%を目指す必要がある。

今回、公営企業会計へ移行後初となる使用料改定となるため、地方公営企業法適用事業における使用料算定方法の基本となる損益収支方式を新たに採用し、使用料改定について検討することとした。

使用料の算定にあたっては、大幅な使用料改定による町民生活への影響を考慮し、中長期的な視点で段階的に改定に取り組むべきだと考え、令和12年度を目標年度に設定し、経費回収率100%を達成するよう算定した結果、3年毎に、平均改定率9%ずつ改定することが適当であると判断した。

(4) 使用料体系

本町の下水道使用料体系は、家庭用・事業用共に10 m³までの基本料金に11 m³以上の従量制の超過料金を加算する使用料体系となっている。

少子高齢化や節水機器の普及により、使用者全体の約25%は1か月あたりの使用水量が10 m³以下の基本料金範囲内の使用者となっており、一般家庭の平均的な使用水量とされる30 m³以下の使用者は全体の約80%を占めている。反対に使用水量60 m³を超える使用者は全体の約2%となっている。

これまで、概ね3年毎に審議を重ねて検討し使用料改定を実施してきた中で、低所得者や高齢者世帯の負担増への配慮から、料金全体に対する改定率に対して基本料金の改定率が低く抑えられてきた。そのため、使用料単価は県内でも高い水準にあるのに対し、基本料金単価は県内でも低い水準にある。これらのことから、現行の料金体系は、使用水量の多い僅か数%の一部の利用者に大きな負担がかかっている状況であることが分かる。

使用水量の多い大口利用者は、改定率が低くても金額的に受ける影響は大きく、本町の利用者全体のうちの僅か数%であること、また、現行の使用料のうち基本料金が他団体と比較して低いことを考えると、負担の公平性と建設費等の固定的経費回収のための安定的な収益確保の観点から、今回の改定では基本料金のみの改定とすることが適当であると判断した。

公営企業である下水道事業は、住民生活に必要な不可欠なインフラ事業であり、事業を継続的かつ安定的に実施していかなければならない。

本町の下水道事業は、管渠整備が完了し、維持管理を主とする時期に来ている。また、町有の終末処理場を二つ運営しており、これら全ての維持管理費を下水道利用者からの使用料で賄っていかなければならない。人口が少ない自治体ほど、整備された下水道を維持管理するために利用者一人当たりが負担しなければならない額が大きくなるのはやむを得ないと考える。

使用料については、使用料と事業の現状及び一般会計からの基準外の繰入金等を含めた町全体の財政運営の状況を検討した結果、下水道事業の健全化に向け、受益者負担の原則と公営企業の独立採算制の観点から使用料の改定を行うことを答申する。

【資料】

1 北栄町下水道使用料審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	どう まえ みどり 道 前 緑	鳥取短期大学
副会長	たか はし よし ひろ 高 橋 義 博	(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社
委 員	み ふね よし ひこ 御 船 美 彦	北栄町自治会長会 (天神処理区)
委 員	かき もと まこと 柿 本 誠	北栄町自治会長会 (北条処理区)
委 員	い とう ひろし 伊 藤 博	北栄町自治会長会 (大栄処理区)
委 員	おお はし え り 大 橋 絵 里	北栄町自治会長会 (大栄処理区)
委 員	とく やま くに こ 徳 山 邦 子	北栄町女性団体連絡協議会
委 員	いい だ みち お 飯 田 道 雄	公募委員
委 員	つの だ よし お 角 田 芳 夫	北栄町商工会

(順不同)

※令和3年11月24日付で尾嶋準一委員（北栄町自治会長会 北条処理区）が委員を辞職。第2回審議会までの審議は委員10名で行った。

2 審議会開催状況

回	開催日時・場所	会議内容
第1回	令和3年9月14日(火) 午後1時30分～午後3時10分 大栄庁舎 第1委員会室	1 委嘱状交付 2 会長及び副会長の選出 3 町長諮問 4 下水道事業の概要説明
第2回	令和3年10月28日(木) 午前10時00分～午前11時00分 大栄庁舎 第1委員会室	1 使用料改定協議
第3回	令和3年12月3日(金) 午後1時30分～午後3時15分 大栄庁舎 第1委員会室	1 使用料改定協議
第4回	令和4年2月(書面開催) 文書発送:2月18日(金) 意見回答期限:3月3日(木)	1 使用料改定協議
第5回	令和4年4月18日(月) 午後1時30分～午後3時30分 大栄庁舎 第1委員会室	1 答申案協議
第6回	令和4年4月(書面開催) 文書発送:4月22日(金) 意見回答期限:5月2日(月)	1 答申案確認